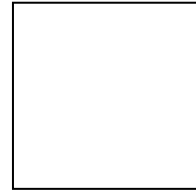


2006 年度秋学期憲法演習課題メモ

第 10 回 国会・内閣

学籍番号 _____ 氏名 _____



実質的意味の立法

唯一の立法機関

ナシオン主権 / プーブル主権

独立権能説 / 補助的権能説

議院自律権

国政調査権の限界

解散権の所在

行政

責任本質説 / 均衡本質説

第10回 予習のポイント

1. 国家賠償の本質は何か。
2. 日本国憲法及び国会法に定める国会及び議院の権能について、説明せよ。
3. 最高裁判所は、わが国の議会制民主主義について、どのようにとらえているか（**病院長自殺国家賠償請求訴訟及び在宅投票制度廃止違憲訴訟（最判昭和60年11月21日民集39巻7号1512頁）**の最高裁判決参照）。
4. 日本国憲法及び国会法に定める議員の特権について、説明せよ。
5. 最高裁判所は、国会議員が国会で行った質疑等において、任意の国民の名誉を毀損するような発言を行った場合、どのようなときに、国家賠償法1条にいう違法な公権力の行使に該当すると判示しているか（**病院長自殺国家賠償請求訴訟**の最高裁判決参照）。

6. **病院長自殺国家賠償請求訴訟**に関連して、第 103 回国会衆議院社会労働委員会議録第 2 号(昭和 60 年 11 月 21 日)を調べ、そこにおける被告 Y₁の質疑内容を読み、これが医療法の一部を改正する法律案(第 101 回国会閣法第 67 号)の審査のために必要なものだったといえるかいなか、論評せよ。なお、医療法の一部を改正する法律案の提案理由及び内容の概要は、第 101 回国会衆議院社会労働委員会議録第 32 号(昭和 59 年 8 月 7 日)58~59 頁(渡部恒三厚生大臣の発言)にあるので、あわせて参照されたい。

7. **在宅投票制度廃止違憲訴訟**における原告 X は、最高裁判決が出される前の 1985 年 4 月に死亡し、訴訟は妻が承継した。最高裁判所が本件について X の死亡後に本案判決を出すことができたのは、なぜか。**朝日訴訟(最大判昭和 42 年 5 月 24 日民集 21 巻 5 号 1043 頁)**の場合と比較しながら論ぜよ。

8. 選挙権を有していながら事実上投票が困難な者に関する裁判所の判決や立法的措置について、調べよ。

9. 立法不作為について、どのような場合に国は賠償責任を負うか。**在宅投票制度廃止違憲訴訟**の最高裁判決を読んだうえで、判例の立場を説明せよ。

10. 衆議院の解散権の所在についての学説対立を整理し、通説及び実務はどの立場に立つか、説明せよ(**苦米地事件**の最高裁判決参照)。